

元徽三年の儀注と『宋書』・『南齊書』の関係について

戸川 貴行

はじめに

元徽三年（四七五）の儀注とは、中国南朝の最初の王朝にあたる劉宋の第七代皇帝である後廢帝のときの儀式次第を書いた記録のことである。

これまで元徽三年の儀注については、南朝の儀礼音楽（以下、雅楽という）において、どのように位置づけられていたのか、なぜこの時期に儀注がつけられなければならないか、などの問題がほとんど解明されていなかった。上記を踏まえ、筆者はかつて以下のことを論じた。^①

①南朝の雅楽整備は、劉宋の第四代皇帝である孝武帝の孝建二年（四五五）に本格的に始まり、梁の初代皇帝である武帝のときに完成する。その橋渡し役となったのが、元徽三年の儀注だった。

②劉宋の第六代皇帝である明帝（孝武帝の異母弟）は、血縁関係にない昭太后（孝武帝の実母）に対する礼遇を示すことで、自らの即位を正統化しようとした。明帝と帝位を争った晋安王子勛（昭太后の孫）も昭太后の命を受けて即位しており、彼女に対する礼遇はどちらに正統性があるかという問題に関わっていた。

③元徽二年になると、晋安王子助の乱のときに大義名分として利用された昭太后に対する待遇を下げる議論が始まり、彼女の位牌が遷毀され、代わりに明帝の実母である宣太后の位牌が昇格した。これは明帝の血統を継ぐ後廢帝こそが、帝位にふさわしいことを示す狙いもあつて行われたと考えられる。

④元徽二年は、国内で劉宋の第三代皇帝である文帝の子と、孝武帝の子がともに全滅し、明帝の子である後廢帝だけが、帝位にふさわしいとアピールできる絶好の時期にあつてた。またこの年、後廢帝は元服をおこなっている。とすれば、元徽三年の儀注は、後廢帝の元服後はじめて挙行される南郊・明堂などの儀礼に合わせてつくられたと考えられる。

ただし、元徽三年の儀注は、唐で編纂された『隋書』音楽志に詳しい記載があるものの、南斉・梁で編纂された『宋書』・『南齊書』には全く言及がない。その原因については、これまで元徽三年の儀注の存在がほとんど知られていなかったこともあつて、先行研究でも論じられていない。筆者の仮説によれば、そこには南斉・梁における後廢帝の政治的評価が大きく関わっていた。

上述のように、元徽三年の儀注は、後廢帝の即位を正統化するために作られた。それは明帝が幼い皇太子（のちの後廢帝）の身を案じて行つた儀礼整備の集大成ともいふべきものだった。明帝は元徽三年の儀注に先立って、皇太子の即位を盤石にするための計画を立案・実行している。そうした計画は、史料のなかで「身後の計」とよばれる。本稿では明帝の「身後の計」の全体像を描くことで、元徽三年の儀注を理解する一助としたい。

結局、元徽五年、後廢帝は権臣の蕭道成によつて弑され、後廢帝の弟である順帝が傀儡として擁立された。その後、蕭道成は新王朝の樹立に向けて、劉宋の皇族を次々と殺害する。また、昇明二年（四七八）、彼は劉宋宗家の支柱である明帝の権威を落とすために、鞞舞と弘舞という舞曲で演奏する楽器から宮懸を除外した（後述）。さらに、建元元年（四七九）、蕭道成は順帝に皇帝の位を譲らせ、みずから南斉の初代皇帝（高帝）として即位する。その過程で、後廢帝のため

につくられた元徽三年の儀注は、後廢帝を弑した蕭氏の政權である南齊・梁の正統性にとって都合の悪いものになってしまった。とすれば、こうした政治的背景もあって、元徽三年の儀注は、南齊・梁で編纂された『宋書』・『南齊書』に言及されなくなったことが想定される。

以上の問題関心から、本稿は劉宋明帝の「身後の計」、鞞舞と払舞からの宮懸除外、『宋書』・『南齊書』編纂時の政治的背景について考察し、以て元徽三年の儀注と『宋書』・『南齊書』の関係を明らかにしようとするものである。

第一節 劉宋明帝の「身後の計」

本節では、劉宋明帝が皇太子（のちの後廢帝）のために行った「身後の計」について述べる。『宋書』卷七二始安王休仁伝に、泰始六年（四七〇）のこととして、

上疾ひ篤く、楊運長等と身後の計を爲し、諸弟強盛にして、太子幼弱なれば、將來安からざるを慮る。（上疾篤、與楊運長等爲身後之計、慮諸弟強盛、太子幼弱、將來不安。）

とあり、病氣の重くなった明帝が「身後の計」すなわち子孫のためのはかりごとをめぐらしたことが、その際、明帝の弟たちが強盛であるのに対し、皇太子（のちの後廢帝）がまだ幼弱だったのを案じたことが伝えられている。当初、明帝はみづからの子がまだ幼かったため、兄弟とともに政治を行った。しかし、彼は晩年になるにつれ、その兄弟たちを次々と殺害するようになる（『廿二史劄記』卷一一一宋子孫屠戮之慘）。それはみづからの兄弟によって、幼い皇太子の即位が脅かされるのを警戒したからだった。

また、同年、明帝は皇太子妃を選ぶが、それにも皇太子の即位後、外戚が台頭しないように注意が払われていた。すなわち、『宋書』卷八明帝紀、泰始六年二月癸丑の条に、

皇太子妃を納る。(皇太子納妃。)

とあり、明帝が皇太子のために妃を納れたことが記されている。『宋書』卷四一後廢帝江皇后伝に、

後廢帝の江皇后諱簡珪、濟陽考城の人、北中郎長史智淵の孫女なり。泰始五年、太宗太子妃を訪求す。……后弱小、門に強廢無く、卜筮最も吉なるを以て、故に太子の爲に之を納る。(後廢帝江皇后諱簡珪、濟陽考城人、北中郎長史智淵孫女。泰始五年、太宗訪求太子妃。……后弱小、門無強廢、以卜筮最吉、故爲太子納之。)

とあるように、このとき明帝が皇太子妃に選んだのは、一門に大きな功績のない濟陽江氏の娘だった。具体的にいうと、『宋書』卷五九江智淵伝に、皇太子妃の祖父である江智淵と、父である江季筠という人物について、

初め、上の寵姫宣貴妃殷氏卒し、羣臣をして諡を議せしむ。智淵上議して懷と曰ふ。上嘉號を盡くさざるを以て、甚だ之を銜む。後ち車駕南山に幸し、乘馬し殷氏の墓に至り、羣臣皆な騎従す。上馬鞭を以て墓の石柱を指して智淵に謂ひて曰はく、此の上に容に懷の字有るべからず、と。智淵益惶懼す。大明七年、憂を以て卒す。……子季筠、太子洗馬、早く卒す。(初、上寵姫宣貴妃殷氏卒、使羣臣議諡。智淵上議曰懷。上以不盡嘉號、甚銜之。後車駕幸南山、乘馬至殷氏墓、羣臣皆騎従。上以馬鞭指墓石柱謂智淵曰、此上不容有懷字。智淵益惶懼。大明七年、以憂卒。……子季筠、太子洗馬、早卒。)

とあり、江智淵は孝武帝の寵姫だった殷氏の諡を「懷」にすべしと提案したので、孝武帝から恨みを買ってしまい憂死したこと、江季筠も早くに亡くなったことが伝えられている。明帝は「身後の計」のために、みずからの兄弟を殺害するだけでなく、外戚として台頭する可能性が低い江氏の娘を皇太子妃にあえて選んだのである。

泰始六年には、皇太子の権威を強化するための儀礼整備も行われた。すなわち、『宋書』卷一八礼志五に、泰始六年正月戊辰のこととして、

有司奏すらく、敕を被る。皇太子正冬朝賀、合に袞冕九章衣を著るべきやいなや。儀曹郎丘仲起議すらく、……皇

太子儲副の尊を以て、率土瞻仰す。愚謂へらく宜しく式で盛典に遵ひ、袞冕九旒を服し以て朝賀すべし、と。兼左丞陸澄議すらく、……臣等參議すらく、禮に依り、皇太子元正朝賀、應に袞冕九章衣を服すべし。仲起の議を以て允と爲す。儀注に撰載す、と。詔し可とせらる。(有司奏、被敕。皇太子正冬朝賀、合著袞冕九章衣不。儀曹郎丘仲起議、……皇太子以儲副之尊、率土瞻仰。愚謂宜式遵盛典、服袞冕九旒以朝賀。兼左丞陸澄議、……臣等參議、依禮、皇太子元正朝賀、應服袞冕九章衣。以仲起議爲允。撰載儀注。詔可。)

とあり、皇太子が元旦に君臣關係を確認する朝賀という儀礼で、どのような服装をするかが議題となったこと、それを受けて袞冕九旒を着用するように提案があり、明帝によって裁可されたことが記されている。史料に「皇太子儲副の尊を以て、率土瞻仰す」とあるので、この裁可は先述した同年の「身後の計」の一つであったのだろう。明帝は儀礼整備によつて、皇太子の權威を強化しようとしたのである。

また、『宋書』卷八明帝紀、泰始六年九月戊寅の条に、

總明觀を立て、學士を徴し以て之に充つ。東觀祭酒を置く。(立總明觀、徵學士以充之。置東觀祭酒。)

とあり、明帝が總明觀をたてたことが伝えられている。この總明觀も儀礼整備に関わるものだった。すなわち、『南齊書』卷一六百官志、太常の条に、總明觀について、

總明觀祭酒一人。右太始六年、國學廢るを以て、初めて總明觀を置く。玄・儒・文・史の四科、科ごとに學士各十人、正令史一人、書令史二人、幹一人、門吏一人、典觀史二人を置く。建元中、五禮を治むるを掌る。(總明觀祭酒一人。右太始六年、以國學廢、初置總明觀。玄・儒・文・史四科、科置學士各十人、正令史一人、書令史二人、幹一人、門吏一人、典觀史二人。建元中、掌治五禮。)

とあり、明帝の「太始六年」すなわち泰始六年に初めて置かれたこと、そして南齊最初の年号である建元年間に五礼、すなわち吉礼、凶礼、賓礼、軍礼、嘉礼という五種類の儀礼の整備をつかさどったことが伝えられている。

南斉の総明観と儀礼整備の関係については、『南斉書』卷三六謝超宗伝に、建元二年（四八〇）のこととして、⁽³⁾

有司郊廟歌を撰立するを奏す。司徒褚淵・侍中謝朓・散騎侍郎孔稚珪・太學博士王暄之・總明學士劉融・何法罔⁽⁴⁾・何曇秀十人に敕し竝びに作らしむるも、超宗の辭獨り用ひらる。（有司奏撰立郊廟歌。敕司徒褚淵・侍中謝朓・散騎

侍郎孔稚珪・太學博士王暄之・總明學士劉融・何法罔・何曇秀十人竝作、超宗辭獨見用。）

とあり、皇帝が天をまつる南郊、祖先をまつる宗廟などの儀礼音楽の歌詞をつくろうとしたとき、総明観の学士が作詞に関わったことが伝えられている。このように見てくると、総明館が儀礼整備の部署として機能するようになったのは、宋齊革命以後であったかのようにある。

ただし、明帝の泰始六年、皇太子の朝賀における袞冕九旒の着用が裁可されたこと、その後の儀礼整備が「はじめに」で述べた元徽三年の儀注につながっていくことを踏まえると、劉宋の総明観が儀礼整備に全く関わっていないとは考えにくい。いまこの点について見てみよう。

劉宋期に総明観と関わる人物には、『南斉書』卷五三裴顛伝に、泰始年間（四六五〜四七二）のこととして、

（裴顛は）總明観に於いて聽講し、劉秉に席を譲らず。秉用て參軍と爲す。（於總明観聽講、不讓劉秉席。秉用爲參軍。）

とあり、『南斉書』卷三四王謙伝に、泰始六年から元徽二年の頃のこととして、⁽⁵⁾

還た尚書左丞と爲る。尋いで本官を以て東觀祭酒を領す。即ち明帝の置く所の總明観なり。（還爲尚書左丞。尋以本官領東觀祭酒。即明帝所置總明観也。）

とあるように、総明観の聽講に参加した劉秉、総明観の長である東觀祭酒を兼務した王謙の二人が挙げられる。

劉秉と王謙は、ともに元徽二年における儀礼整備のための會議に出席している。すなわち、『宋書』卷一七礼志四に、元徽二年（四七四）十月壬寅のこととして、

有司奏すらく、昭太后廟の毀置、禮官に下し詳議せしむ。……都令史殷匪子議すらく、昭皇太后祖宗に係らず、進退宜しく毀つべし。……昭太后の神主之を毀ち之を埋むる後、上室虚しく置かざるべからず。(宣)太后便ち應に上下し之を升すべし。……遷毀の事大なれば、廣く詳訪するを請ふ、と。……左僕射劉秉等七人匪子に同じ。⁽⁶⁾左丞王謹重ねて參議し、謂へらく、……匪子の議もて允と爲す、と。詔し可とせらる。(有司奏、昭太后廟毀置、下禮官詳議。……都令史殷匪子議、昭皇太后不係於祖宗、進退宜毀。……昭太后神主毀之埋之後、上室不可不虛置。太后便應上下升之。……遷毀事大、請廣詳訪。……左僕射劉秉等七人同匪子。左丞王謹重參議、謂、……匪子議爲允。詔可。)

とあり、昭太后の神主すなわち位牌が、宗廟の西にある章太后(劉宋の第三代皇帝である文帝の実母)の廟から遷毀されたこと、代わりに同じく章太后の廟にあった宣太后(明帝の実母)の位牌が昇格したことが記されている。

史料に見える昭太后とは、幼くして実母を失った明帝の養母であり、また明帝と帝位を争った晋安王子勛の実祖母でもあった。「はじめに」でも一節言及したように、明帝と晋安王子勛の帝位をめぐる争いが、劉宋を二分する内乱に突入したとき、彼女は二人の皇帝のどちらに正統性があるかという問題に大きな影響力をもつ女性となる。明帝と晋安王子勛は、ともに昭太后の令を受ける形で即位していた。そのため、彼女に対する礼遇は、どちらの皇帝に正統性があるかという問題に関わることになったのである。昭太后は内乱のさなかに死亡するが、もし明帝が昭太后に関する礼制を蔑ろにすれば、みずからの即位の正統性を失い、晋安王子勛に有利にはたらく危険性があった。従って、明帝は昭太后のために養母としては破格の斉衰の喪に服す、位牌の順序は彼女を実母の宣太后よりも上に位置づける、昭太后をまつる歌詞のみずからつくるといった方法を通じて、彼女に対する礼遇を示した。しかし、明帝を継いだ後廢帝の元徽二年になると、晋安王子勛の乱のときに大義名分として利用された昭太后に対する待遇を下げる議論が始まり、彼女の位牌が章太后の廟から遷毀され、代わりに宣太后の位牌が昇格した。これは明帝の血統を継ぐ後廢帝こそが、帝位にふさわしいことを示す狙い

もあって行われたものだった。⁽⁷⁾

ここで注目したいのは、総明観と関わっていた劉秉と王諶が、ともに昭太后の位牌を遷毀する提案に賛同していることである。劉秉は劉宋の初代皇帝である武帝の甥である劉義宗の子にあたり、のちに南斉をたてる蕭道成から「國家の重戚（國家重戚）」と称される劉宋皇族の重鎮だった（『宋書』卷五一・劉秉伝）。また、王諶は明帝の即位前から「學義有り、累りに帝の蕃佐と爲る（有學義、累爲帝蕃佐）」という形で支え、即位後は「親遇せられ、常に左右に在り（見親遇、常在左右）」といわれるほど、明帝に信任された学識者だった（『宋書』卷三四王諶伝）。劉宋の総明観は、劉秉のような皇族の重鎮が聴講に参加したり、明帝の信任する王諶のような学識者が長を兼務したりすることを通して、後廢帝の即位を正統化するための儀礼整備に関わっていたのである。また、昭太后の位牌遷毀が裁可された元徽二年十月壬寅、後廢帝はまだ元服前であり、数え年で十二歳に過ぎなかった。⁽⁸⁾ そうした幼い皇帝が、新たに総明観を儀礼整備に関わるように変更したとは考えにくい。とすれば、総明観は明帝のときから儀礼整備に関わることが想定されていたと考えられる。

第二節 鞞舞と払舞からの宮懸除外

明帝の「身後の計」は、皇太子（のちの後廢帝）の即位を盤石にするために行われた。それは外戚として台頭する可能性が低い江氏の娘を妃に選ぶこと、朝賀儀礼のときに皇太子が袞冕九旒を着用すること、儀礼整備に関わる総明観を設置することなどを通して、泰始六年から本格化した。そうした「身後の計」の集大成ともいえるべきものが、後廢帝の權威を強化する元徽三年（四七五）の儀注だった。しかし、元徽五年、後廢帝は権臣の蕭道成によって弑され、弟の順帝が傀儡として擁立されてしまう。昇明二年（四七八）、その蕭道成による輔政のもので、劉宋は鞞舞と払舞という舞曲で演奏する楽器から宮懸を除外する。本節では、それが劉宋宗家の支柱である明帝の權威を落とすために行われた点について述べ

る。

『宋書』卷一九樂志一に、昇明二年のこととして、

尚書令王僧虔上表して……曰はく、……大明中、即ち宮懸を以て鞞・拂に合和す。節數會ふと雖も、雅體に乖くを慮る。……四縣の奏する所、謹みて雅則に依れ、と。……詔して曰はく、……便ち外に付し遵詳すべし、と。(尚書令王僧虔上表……曰、……大明中、即ち宮懸合和鞞・拂。節數雖會、慮乖雅體。……四縣所奏、謹依雅則。……詔曰、……便可付外遵詳。)

とあり、『南齊書』卷三三王僧虔伝に、同様のことを載せて、

時に太祖輔政す。僧虔上表して曰はく、……大明中、即ち宮懸を以て鞞・拂に合和す。節數會ふと雖も、雅體に乖くを慮る。……四縣の奏する所、謹みて雅條に依れ、と。……事納れらる。(時太祖輔政。僧虔上表曰、……大明中、即ち宮懸合和鞞・拂。節數雖會、慮乖雅體。……四縣所奏、謹依雅條。……事見納。)

とあり、王僧虔が大明年間から行われた鞞舞と払舞における宮懸の使用をやめるように上表したこと、それが蕭道成による輔政のもとで裁可されたことが記されている。宮懸とは、金属製の楽器である鍾、石製の楽器である磬を四面に設置することである。宮懸は本来、郊廟をはじめとする儀礼の音楽すなわち雅樂に使われるものであり、鞞舞と払舞には用いられていなかった。しかし、劉宋孝武帝は江南の民間音楽を雅樂に導入するなど、南朝雅樂を再建する過程で、宮懸を鞞舞と払舞にも用いるように変更を加えたのである。

一見すると、昇明二年、鞞舞と払舞から宮懸を外したことは、孝武帝による雅樂器の乱用を是正しただけであるかのようである。しかし、上表文には見られないが、これは蕭道成が劉宋宗家の支柱である明帝の權威を落とすために行われた。いまこの点について見てみよう。

『宋書』卷一九樂志一に、

鞞舞、……拂舞、……皆な殿庭に陳ぬ。……宋の明帝自ら舞曲の歌詞を改め、併せて近臣虞穌に詔し並びに作らむ。(鞞舞、……拂舞、……皆陳於殿庭。……宋明帝自改舞曲哥詞、并詔近臣虞穌竝作。)

とあり、もともと鞞舞と払舞は殿庭に設けられていたこと、劉宋明帝は近臣の虞穌とともに、その歌詞を改めたことが伝えられている。殿庭とは、宮殿の階段前の庭のことである。鞞舞と払舞は、朝廷で行われる宴会などで上演されていた。

このうち、鞞舞については、『宋書』卷二二樂志四に、

晉鞞舞歌五篇 洪業篇……明君篇

とあり、晋のときに「洪業篇」、「明君篇」などの五篇からなっていたことが記されている。晋の鞞舞では、西晋による中国統一とその統治が讃えられていた。劉宋明帝は「洪業篇」を「皇業頌」に、「明君篇」を「明君大雅」にそれぞれ改め、自分こそが劉宋の正統な皇位継承者であることをアピールするために歌詞を作り直した。

すなわち、『宋書』卷二二樂志四、宋泰始歌舞曲詞の条に、「洪業篇」を改めた明帝御製の「皇業頌」の注を載せて、

堯より楚元王・高祖に至るまで、世世聖徳を載ぬるを歌う。(歌自堯至楚元王・高祖、世世載聖徳。)

とあり、その歌詞が漢の祖とされた伝説上の君主である堯から、劉宋の初代皇帝である高祖すなわち劉裕までの聖徳を歌うものだったことが記されている。

つづく鞞舞の歌詞では、劉宋の第三代皇帝である文帝、第四代皇帝である孝武帝の治世がそれぞれ讃えられた(『宋書』卷二二樂志四、宋泰始歌舞曲詞の条)。「宋書」卷二二樂志四、宋泰始歌舞曲詞の条に、「明君篇」を改めた「明君大雅」の歌詞を載せて、

明君乾敷に應じ、亂を撥め類基を紐ぶ。民來蘇の日を慶び、國薰風の詩を頌ふ。(明君應乾敷、撥亂紐類基。民慶

來蘇日、國頌薰風詩。)

とあり、明帝がその後の混乱を収めたのを讃えるものだったことが記されている。

一方、抃舞については、『宋書』卷二二樂志四に、

拂舞歌詩五篇……淮南王篇

とあり、もともと「淮南王篇」などの五篇からなっていたことが記されている。『宋書』卷二二樂志四、宋泰始歌舞曲詞の条に、抃舞の「淮南王篇」を改めた「淮祥風」の歌詞を載せて、

中興を翼贊し、太平を致す。(翼贊中興、致太平。)

とあり、その歌詞が明帝の中興による太平の実現を讃えるものだったことが記されている。

上記の鞞舞と抃舞を宮懸で演奏することは、劉宋明帝の即位を雅樂器によって美化するものだった。蕭道成はそこから宮懸を外した翌年、南斉の初代皇帝として即位する。こうした宋斉革命という激動のなかで行われた変更が、政治的に何の意味も持たなかったとは考えにくい。とすれば、鞞舞と抃舞からの宮懸除外は、宋斉革命に先立って、劉宋宗家の支柱である明帝の權威を落とすために行われたと考えられる。

なお、蕭道成は昇明年間(四七七〜四七九)、新王朝の樹立に向けて、劉宋の皇族を次々と殺害している。これは宋斉革命のなかで行われた宮懸除外が、明帝の權威を落とすために行われたという私見を支えるところがあるので、いまこの点について見てみたい。『宋書』卷一〇順帝紀に、昇明年間における劉宋皇族の反乱を次のように伝えている。

(昇明元年十二月) 壬申、……司徒袁粲・石頭に據り反く。尚書令劉秉・黃門侍郎劉述……衆を率ゐ之に赴く。……中領軍劉韞……殿内に在り同に謀る。錄公齊王韞等を省内に誅す。……秉・述……城を踰へ走る。之を追擒し、竝びに誅に伏す。……乙亥、……吳郡太守劉遐・郡に據り反く。輔國將軍張瓌・之を討斬す。……(昇明二年十二月) 癸亥、臨澧侯劉晃謀反す。晃及び黨與皆な誅に伏す。……(昇明三年三月) 庚戌、臨川王綽謀反す。綽及び黨與皆な誅に伏す。(壬申、……司徒袁粲・石頭反。尚書令劉秉・黃門侍郎劉述……率衆赴之。……中領軍劉韞……在殿内同謀。錄公齊王誅韞等於省内。……秉・述……踰城走。追擒之、竝伏誅。……乙亥、……吳郡太守劉遐據郡反。輔國將

軍張瓌討斬之。……癸亥、臨澧侯劉晃謀反。晃及黨與皆伏誅。……庚戌、臨川王綽謀反。綽及黨與皆伏誅。

上記から反乱年と劉宋皇族をまとめてみると、①昇明元年・劉秉・劉述・劉韞・劉暉、②昇明二年・劉晃、③昇明三年・劉綽となる。

①のうち、もつとも有名な皇族は、前節で見た総明観の聴講に参加していた劉秉である。『南齊書』卷五二下彬伝に、

宋の元徽末、四貴輔政す。(宋元徽末、四貴輔政。)

とあり、『宋書』卷八九袁粲伝に、
時に粲齊王・褚淵・劉秉と入直し、萬機を平決す。時に之を四貴と謂ふ。(時粲與齊王・褚淵・劉秉入直、平決萬機。時謂之四貴。)

とあるように、元徽末から劉秉は袁粲、蕭道成、褚淵とともに共同輔政を行っており、彼ら四人は「四貴」とよばれた。しかし、蕭道成が後廢帝を弑してその弟の順帝を擁立するなかで、劉秉は皇族の重鎮として蕭道成に対する警戒を強めていき、昇明元年、ついに袁粲とともに反乱を起こす。結局、反乱は失敗に終わり、蕭道成は褚淵とともに新王朝である南齊を樹立した。

従来、上記の宋齊革命については、袁粲と褚淵をめぐる貴族社会の動向に注目した安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」が知られる⁽⁹⁾。しかし、こうした貴族制研究の立場からのみでは、劉宋皇族としての劉秉の重要性や、彼が宗家を守るための儀礼整備に果たした役割などは、あまり見えてこないように思われる。たとえば、蕭道成は後廢帝を殺害してから順帝を擁立するまでに、四貴を集めて会議を開いている。『南齊書』卷一高帝紀上、元徽五年(四七七)七月の条に、そのときの様子について、

戊子、……蒼梧王死す。……明日、太祖戎服し殿庭の槐樹の下に出で、四貴を召して集議す。太祖劉秉に謂ひて曰はく、丹陽は國家の重戚、今日の事、屬歸する所有り、と。秉讓り當たらざとす。太祖次に袁粲に讓る。粲又た受

けず。太祖乃ち議を下し、法駕を備へ東城に詣り、順帝を迎立す。(戊子、……蒼梧王死。……明日、太祖戎服出殿庭槐樹下、召四貴集議。太祖謂劉秉曰、丹陽國家重戚、今日之事、屬有所歸。秉讓不當。太祖次讓袁粲、粲又不受。太祖乃下議、備法駕詣東城、迎立順帝。)

とあるように、蕭道成が会議のなかで意見を訊いた順番は、まず「國家の重戚」すなわち皇族の重鎮だった劉秉であり、あくまで袁粲はその次という扱いだった。

また、『宋書』卷五一劉秉伝に、

時に宗室多しと雖も、材能甚だ寡し。秉少きとき自ら砥束し、甚だ朝野の譽れを得。故に太宗の委ぬる所と爲る。(時宗室雖多、材能甚寡。秉少自砥束、甚得朝野之譽。故爲太宗所委。)

とあり、劉秉は宗室のなかでも朝野の譽れを得ており、明帝にも信任されたことが伝えられている。元徽二年、劉秉が昭太后の位牌を遷毀する提案に賛同したことは、そうした明帝の期待に応えるものだった。とすれば、劉秉の殺害は、昇明年間における劉宋皇族の死のなかでも、宋齊革命への流れをとくに加速させる事件だったといえよう。

①については、ほかに劉述、劉韞、劉遐がいる。このうち、劉述、劉韞とともに劉宋武帝の甥である劉義欣の子であり、劉秉の従兄にあたる(『宋書』卷五一劉韞・劉述伝)。また、劉遐も武帝の甥である劉義宗の子であり、劉秉の弟にあたる(『宋書』卷五一劉遐伝)。彼らは当時、四貴の一人であり、血縁的にも近い劉秉を中心として反乱に参加したのだから。

なお、②の劉晃は武帝の甥である劉義融の子であり、③の劉綽は武帝の甥である劉義慶の子である。①～③の父にあたる劉義欣、劉義宗、劉義融、劉義慶は、みな武帝の弟である劉道憐の子だった。彼らより宗家に近い者による目立った反乱が昇明年間にはないのは、皇族間の政争が続いて、主立った者がすでに死んでいたからである。

劉宋皇帝の宗家は、武帝↓文帝(武帝の第三子)↓孝武帝(文帝的第三子)↓明帝(文帝的第十一子)というように、

クーデタや内乱によって、たびたび変わっている。また、趙翼『廿二史劄記』卷一一宋子孫屠戮之慘によれば、武帝の七子のなかで殺害されず、子孫も劉宋末まで続いたのは、末子の劉義季だけだった。文帝の十九子は、皇帝となった孝武帝・明帝、天寿を全うした第五子の劉紹・第七子の劉宏、北魏に亡命した第九子の劉昶、夭折した少数の者を除けば、残りはみな殺害されている。孝武帝の二十八子は、夭折した十子を除けば、残りはみな殺害されている。明帝の十二子は、みな明帝の死後もまだ幼く、即位中に元服を迎えた後廢帝は蕭道成によって殺害され、後を継いだ弟の順帝も蕭道成の傀儡であり、他の弟たちとともに南斉成立後に殺害された。宗家以外の者についても、『梁書』卷三五蕭子恪伝、史臣曰の条に、

而して齊代、宋の戚屬、一に皆な殲くるなり。(而齊代、宋之戚屬、一皆殲焉。)

とあり、『梁書』卷二〇劉季連伝に、

齊高帝受禪し、悉く宋室の近屬を誅し、將に季連等に及ばんとす。太宰楮淵素より之に善くし、固く請ひ乃ち免る。(齊高帝受禪、悉誅宋室近屬、將及季連等。太宰楮淵素善之、固請乃免。)

とあり、南斉成立後、わずかの例外を除いて、みな殺害されたことが伝えられている。そうした凄惨な皇族殺害が続くなかで、蕭道成の行った宮懸の除外が、政治的に何の意味も持たなかったとは考えにくい。とすれば、これは宋斉革命のなかで行われた宮懸除外が、劉宋宗家の支柱である明帝の權威を落とすために行われたという私見を支えるところがあるだろう。

第三節 『宋書』・『南斉書』編纂時の政治的背景

「はじめに」で述べたように、後廢帝のためにつくられた元徽三年の儀注は、彼を弑した蕭氏の政權である南斉・梁の

正統性にとって都合の悪いものだった。とすれば、こうした政治的背景もあって、元徽三年の儀注は、南斉・梁で編纂された『宋書』、『南斉書』に言及がないことが想定される。この点について、本節では『宋書』・『南斉書』編纂時の政治的背景から見てみたい。

まず『宋書』についてである。沈約が『宋書』本紀・列伝を完成させたのは、南斉の第二代皇帝である武帝の永明六年（四八八）だった。『宋書』巻一〇〇自序に、永明六年、『宋書』本紀・列伝が完成したときの沈約の上表を載せて、

永光より以來、禪讓に至るまで、十餘年内、闕きて續かず、一代の典文、始末未だ擧げず。……臣今謹みて更めて創立し、新史を製成し、始めて義熙より號を肇め、昇明三年に終はる。（自永光以來、至於禪讓、十餘年内、闕而不續、一代典文、始末未擧。……臣今謹更創立、製成新史、始自義熙肇號、終於昇明三年。）

とあり、劉宋前廢帝の永光年間（四六五）から禪讓すなわち宋斉革命までの十余年間は、記録が欠落していたこと、そのため沈約が改めて作り、全体を新史として作成したことが述べられている。

南斉武帝は蕭道成の長子にあたるが、かつて父の蕭道成と政治的に対立した人物をすべて否定したわけではない。たとえば、『南斉書』卷三武帝紀に、永明元年四月壬午の詔を載せて、

袁粲・劉秉先朝と同一宋室を獎く。……歲月彌しく往き、宜しく特に優降すべし。粲・秉前年瑩兆を改葬し、未だ材槨を修めず、經理を爲し、粗ぼ周禮に足らしむべし。（袁粲・劉秉與先朝同獎宋室。……歲月彌往、宜特優降。粲・秉前年改葬瑩兆、未修材槨、可爲經理、令粗足周禮。）

とあり、南斉武帝が『宋書』の本紀・列伝が完成する五年前、かつて父と政治的に対立した袁粲と劉秉の改葬を支援する命令を出したことが伝えられている。

また、『南斉書』卷五二王智深伝に、

世祖太子家令沈約をして宋書を撰し、袁粲傳を立つるを擬し、以て世祖に審らかにせしむ。世祖曰はく、袁粲自ら

是れ宋家の忠臣なり、と。約又た多く孝武・明帝の諸鄙瀆事を載す。上左右を遣はし約に謂はしめて曰はく、孝武の事迹容に頓爾なるべからず。我れ昔經宋の明帝に事ふ。卿諱惡の義を思ふべし、と。是に於いて省除する所多し。(世祖使太子家令沈約撰宋書、擬立袁粲傳、以審世祖。世祖曰、袁粲自是宋家忠臣。約又多載孝武・明帝諸鄙瀆事。上遣左右謂約曰、孝武事迹不容頓爾。我昔經事宋明帝。卿可思諱惡之義。於是多所省除。)

とあり、沈約が袁粲や孝武帝、明帝を過度に否定的に書いたこと、南斉武帝がそれを宥めた結果、当該記事の多くが削除されたことが伝えられている。

しかし、こうした否定的な記事の削除は、後廢帝に関わる部分には適用されなかった。すなわち、『宋書』卷九後廢帝紀に、

是れより先民間訛言して、謂へらく太宗不男にして、陳太妃本と李道兒の妾なれば、道路の言、或いは道兒の子と云ふなり、と。……齊王天人の心に順ひ、潜かに廢立を圖る。(先是民間訛言、謂太宗不男、陳太妃本李道兒妾、道路之言、或云道兒子也。……齊王順天人之心、潛圖廢立。)

とあり、明帝が子をつくれないう体質だったため、後廢帝は明帝の実子ではなかったこと、蕭道成による後廢帝の弑逆が「天人の心に順」うものだったことが記されている。後廢帝が明帝の実子ではないとする記事は、前掲の『南齊書』王智深伝のなかで、南斉武帝が沈約を宥めた「明帝の諸鄙瀆事」にあたるため、本来なら削除すべきであったろう。また、後廢帝の弑逆を「天人の心に順」うものだったとする表現は、袁粲と劉秉の改葬のときに見られる南斉武帝の寛容な態度とは大きく異なるものである。

さらに、『宋書』卷四一明帝陳貴妃伝に、後廢帝の母である陳貴妃について、

始め寵有るも、一年許り衰歇し、以て李道兒に乞ふ。尋いで又た迎還され、廢帝を生む。故に民中皆な廢帝を呼び李氏の子と爲す。(始有寵、一年許衰歇、以乞李道兒。尋又迎還、生廢帝。故民中皆呼廢帝爲李氏子。)

とあり、やはり後廢帝が明帝の太子ではなかったことが示されている。先述のように、『宋書』本紀・列伝は永明六年に編纂されたが、当時の皇帝である南齊武帝は、後廢帝を弑した蕭道成の長子にあたる。そうした政治的背景のために、『宋書』本紀・列伝では、後廢帝が過度に否定的に書かれ、後廢帝のためにつくられた元徽三年の儀注にも言及されなかったのだろう。

さて、『宋書』のうち、本紀・列伝は南齊武帝の永明六年に完成したが、残る志については、符瑞志で南齊明帝の諱である鸞を避けて「鸞鳥」を「神鳥」に、樂志で梁武帝の諱である衍を避けて「鄒衍」を「鄒羨」にそれぞれ改めている。そのため、中華書局点校本『宋書』の出版説明（一九七四年）および中華書局点校本（修訂本）『宋書』の前言（二〇一八年）は、志の定稿が南齊明帝の即位した四九四年に始まり、梁武帝の即位した五〇二年以後まで続いたという。南齊明帝とは、初代皇帝である蕭道成の甥にあたり、蕭道成の長子にあたる南齊武帝の孫から篡奪によつて帝位を継承した人物である。一方、梁武帝とは、蕭道成の一族にあたり、南齊明帝の子に皇帝の位を譲らせ、みずから梁の初代皇帝として即位した人物である。

南齊明帝の即位した四九四年は、北魏孝文帝が洛陽に遷都し、中国王朝としての正統性を主張した年にもあたっている。従来あまり注目されていないが、『宋書』の志の定稿は、正統性をめぐる北魏との熾烈な争いのなかでなされたのである。この点を踏まえた上で、南齊明帝期から梁武帝期における北魏との関係に目を向けると、『南齊書』卷五七魏虜伝に、

元徽・昇明の世、虜使歲ごとに通ず。建元元年、偽太和三年なり。宏太祖の受禪を聞き、其の冬、衆を發し丹陽王劉昶を遣はし太師と爲し、司・豫二州に寇せしむ。……宏高宗の踐阯正に非ざるを聞き、既に新たに移り、兼ねて大いに威力を示さんと欲す。……建武二年、……（王）肅と劉昶を遣はし二十萬衆と號し、義陽を圍ましむ。（元徽・昇明之世、虜使歲通。建元元年、偽太和三年也。宏聞太祖受禪，其冬、發衆遣丹陽王劉昶爲太師、寇司・豫二州。

……宏開高宗踐阼非正、既新移、兼欲大示威力。……建武二年、……遣肅與劉昶號二十萬衆、圍義陽。）とあり、建元元年（四七九）、肅道成が宋斉革命を行ったとき、孝文帝が北魏に亡命した劉宋文帝の子である劉昶を旗頭にして南斉を攻めたこと、その後の建武二年（四九五）、南斉明帝が篡奪を行ったとき、やはり孝文帝が劉昶を旗頭にして南斉を攻めたことが伝えられている。前者は北魏孝文帝が宋斉革命の非を、後者は明帝による篡奪の非を鳴らし、南斉に侵攻したものであった。

このうち、南斉明帝のときに北魏の侵攻を食い止めたのが、肅衍（のちの梁武帝）だった。すなわち、『梁書』卷一武帝紀上、建武二年（四九五）に、

魏將劉昶・王肅を遣はし衆を帥み司州に寇す。高祖を以て冠軍將軍・軍主と爲し、江州刺史王廣に隸し援けを爲さしむ。……高祖領する所を帥み外より進戦す。魏軍表裏敵を受け、乃ち重圍を棄て退走す。（魏遣將劉昶・王肅帥衆寇司州。以高祖爲冠軍將軍・軍主、隸江州刺史王廣爲援。……高祖帥所領自外進戦。魏軍表裏受敵、乃棄重圍退走。）

とあり、劉昶を旗頭にして攻めてくる北魏の軍が、肅衍の反撃によって退却したことが伝えられている。その肅衍は『宋書』の撰者である沈約の勧めに従って、天監元年（五〇二）、梁の初代皇帝として即位した（『梁書』卷一三沈約伝）。梁武帝は即位後、儀礼改革をおこない、雅楽の曲名も変更するが、それは劉宋孝武帝の雅楽通用および元徽三年の儀注を『周礼』にもとづいて正統化したものであり、北斉・北周・隋にも大きな影響を与えた。

一方、『宋書』志の定稿は、南斉明帝の即位した四九四年に始まり、梁武帝の即位した五〇二年以後まで続いているが、本紀・列伝と同様、やはり元徽三年の儀注に言及がない。これはおそらく元徽三年の儀注が、雅楽通用を記した最古の儀注という点で後廢帝の顕彰につながりかねず、その後廢帝を弑逆して成立した肅氏政權（南斉・梁）の正統性を脅かすと考えられたからだろう。

次に『南齊書』について、中華書局点校本『宋書』の出版説明（一九七二年）は、梁武帝が自分と同じ蕭氏一族の「忠臣」であることを蕭子顯に期待して編纂させたものであるといい、中華書局点校本（修訂本）『南齊書』の前言（二〇一七年）は、梁武帝の天監年間（五〇二～五一九）から書き始められ、つづく普通年間（五二〇～五二七）ごろに完成したという。『南齊書』の撰者である蕭子顯は、蕭道成の子孫にあたる。

『南齊書』卷一高帝紀上に、元徽四年（四七六）のこととして、

太祖の威名既に重し。蒼梧王深く相ひ猜忌し、幾ど大禍を加へんとす。（太祖威名既重。蒼梧王深相猜忌、幾加大禍。）

とあり、蕭子顯にとって祖父である蕭道成の身が、後廢帝によつて危険にさらされたことが述べられている。また、『南齊書』卷二二子章文獻王疑伝に、

太祖領軍府に在り、疑青溪宅^①に居る。蒼梧王夜中微行し、宅内を掩襲せんと欲す。疑左右をして刀戟を中庭に擲はしむ。蒼梧墻間より窺見し、以て備へ有りと爲し、乃ち去る。太祖南兗州を帶び、鎮軍府長史蕭順之鎮に在り、憂危既に切にして、江北に渡り兵を起すを期す。疑諫めて曰はく、主上狂凶、人下自ら保せず。……今ま此に於いて計を立つれば、萬も失ふべからず、と。（太祖在領軍府、疑居青溪宅。蒼梧王夜中微行、欲掩襲宅内、疑令左右擲刀戟於中庭。蒼梧從墻間窺見、以爲有備、乃去。太祖帶南兗州、鎮軍府長史蕭順之在鎮、憂危既切、期渡江北起兵。疑諫曰、主上狂凶、人下不自保。……今於此立計、萬不可失。）

とあり、蕭道成の子である子章王疑が自宅にいたところ、後廢帝から襲撃されそうになったこと、その後、子章王疑は蕭道成に「主上（後廢帝を指す）狂凶」と述べたことが記されている。子章王疑は、蕭子顯の父にあたる。つまり、蕭子顯にとって、後廢帝は祖父の蕭道成だけでなく、父の子章王疑の身まで危険にさらし「狂凶」といわせた人物だったことになる。

そうした蕭子頤の後廢帝に関する記述が、過度に否定的なものになることは避けられないだろう。たとえば、『南齊書』卷二八崔祖思伝に、建元元年（四七九）における崔祖思の上啓を載せて、

而して太樂の雅・鄭、元徽の時千有餘人を校試す。後堂の雜伎、其の數に在らず。力役を糜廢し、風俗を傷敗す。

今ま邪を撥め道に歸さんと欲すれば、雜伎を罷め、王庭唯だ鍾簾・羽戚・登歌を置くに若くは莫きのみ。（而太樂雅・鄭、元徽時校試千有餘人。後堂雜伎、不在其數。糜廢力役、傷敗風俗。今欲撥邪歸道、莫若罷雜伎、王庭唯置鍾簾・羽戚・登歌而已。）

とあり、後廢帝の元徽年間（四七三～四七七）、太樂すなわち郊廟で演奏される雅樂をつかさどる役所で、多くの者の校試が行われたことが記されている。崔祖思の上啓では、それが浪費であるとして批判されているが、泰始六年から元徽三年までの儀禮整備を踏まえると、後廢帝期に郊廟雅樂をつかさどる太樂が充実していくのは、当然の流れであるといえる。後廢帝によつて祖父や父の身が危険にさらされたことを踏まえると、これは蕭子頤が崔祖思の上啓を借りて、後廢帝期の儀禮整備を否定的に表現したものであると考えられる。

先述のように、『南齊書』は梁武帝が自分と同じ蕭氏一族の「忠臣」であることを蕭子頤に期待して編纂させたものであり、梁武帝の天監年間から普通年間にかけて編纂されたが、そこでも元徽三年の儀注には言及がない。その理由は、撰者である蕭子頤の祖父や父の身が、後廢帝によつて危険にさらされただけでなく、蕭氏政權の正統性にとつてマイナスになると判断されたからであると考えられる。

おわりに

本稿で述べたことをまとめると、以下のようになる。

①明帝の「身後の計」は、皇太子（のちの後廢帝）の即位を盤石にするために行われた。それは外戚として台頭する可能性が低い江氏の娘を妃に選ぶこと、朝賀儀礼のときに皇太子が袞冕九旒を着用すること、儀礼整備に関わる総明観を設置することなどを通して、泰始六年（四七〇）から本格化した。そうした「身後の計」の集大成ともいべきものが、後廢帝の權威を強化する元徽三年（四七五）の儀注だった。

②しかし、元徽五年、後廢帝は權臣の蕭道成によって弑され、弟の順帝が傀儡として擁立されてしまう。昇明二年（四七八）、その蕭道成による輔政のもとで、劉宋は鞞舞と扠舞という舞曲で演奏する樂器から宮懸を除外する。それは劉宋宗家の支柱である明帝の權威を落とすために行われた。

③『宋書』本紀・列伝は永明六年（四八八）に編纂されたが、当時の皇帝である南齊武帝は、後廢帝を弑した蕭道成の長子にあたる。そうした政治的背景のために、『宋書』本紀・列伝では、後廢帝が過度に否定的に書かれ、後廢帝のためにつくられた元徽三年の儀注にも言及されなかったのだろう。

④『宋書』志の定稿は、南齊明帝の即位した四九四年に始まり、梁武帝の即位した五〇二年以後まで続いているが、本紀・列伝と同様、やはり元徽三年の儀注に言及がない。これはおそらく元徽三年の儀注が、雅樂通用を記した最古の儀注という点で後廢帝の顕彰につながりかねず、その後廢帝を弑逆して成立した蕭氏政權（南齊・梁）の正統性を脅かすと考えられたからだろう。

⑤『南齊書』は梁武帝が自分と同じ蕭氏一族の「忠臣」であることを蕭子顯に期待して編纂させたものであり、梁武帝の天監年間から普通年間にかけて編纂されたが、それでも元徽三年の儀注には言及がない。その理由は、撰者である蕭子顯の祖父や父の身が、後廢帝によって危険にさらされただけでなく、蕭氏政權の正統性にとってマイナスになると判断されたからであると考えられる。

註

- (1) TOGAWA Takayuki, "The I-chu of 475 in the Liu Sung Dynasty: A Reconstruction of the History of the Southern Dynasties as Seen from Monographs on Rites and Music", *Transactions of the International Conference of Eastern Studies*, 67, Tokyo 2024, pp. 30-48
- (2) 中華書局点校本の校勘記〔四七〕に「各本竝脱「冬」字、據通典禮典補。又「賀」字各本竝作「駕」、據通典禮典改。」とあるのにしたがう。
- (3) 紀年は『南齊書』卷一一樂志、南郊樂舞歌辭の条に拠る。
- (4) 原文には「何法問」とあるが、中華書局点校本の校勘記〔二〕に「南史作「何法圖」とある。
- (5) 泰始六年（四七〇）に総明観がたてられたこと（『宋書』卷八明帝紀、泰始六年九月戊寅の条）、元徽二年（四七四）に王謙が本官の尚書左丞として礼官詳議に参加していること（『宋書』卷一七礼志四）から、このころ王謙は総明観の長である東観祭酒を兼務したと考えられる。
- (6) 中華書局点校本の校勘記〔九〕に「劉秉」各本竝作「劉康」、按時無左僕射名劉康者。蓋是劉秉之譌。秉爲左僕射見長沙景王道憐傳孫秉附傳。」とあるのにしたがう。
- (7) 註〔一〕 拙稿参照。
- (8) 後廢帝は大明七年（四六三）正月辛丑に生まれ、元徽二年（四七四）十一月丙戌に元服した（『宋書』卷九後廢

帝紀）。

- (9) 安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道德・倫理―袁粲・褚淵評を中心に―」（『東北大学文学部研究年報』第三四号、一九八五年。のち『六朝政治史の研究』第三章、京都大学学術出版会、二〇〇三年所収）参照。
- (10) 原文には「約又多載孝明帝諸鄙瀆事」とあるが、中華書局点校本の校勘記〔一三〕にしたがう「約又多載孝武・明帝諸鄙瀆事」とする。
- (11) 原文には「清」とあるが、中華書局点校本の校勘記〔四〕にしたがう「青」とする。
- (12) 中華書局点校本の校勘記〔五〕にしたがう「令」を補う。

【附記】本稿は、令和二年度科研費基盤研究（C）「6～8世紀華北における南朝系人士の活動と文化融合」（代表・小林聡）、令和四年度科研費基盤研究（C）「中国古代における「伝統文化」の形成―儀礼音楽と儒教経典「周礼」の関係を中心に―」による成果の一部である。

（お茶の水女子大学准教授）